1　処分をした年月日　平成25年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社上備製作所　堀口　廣政　東京都千代田区神田須田町１―12山萬ビル　国土交通大臣許可（般・特―22）第4515号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年９月 10 日
関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東電工業株式会社　角江　俊昭　東京都江東区豊洲５―５―13　国土交通大臣許可（般・特―22）第9046号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（熱絶縁工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年９月 10 日
関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社らいずほーむ　富山　蔵人　東京都町田市鶴間1868―５Ｋ３レジデンス１Ｆ　国土交通大臣許可(般―20)第23046号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年８月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０号
長崎県壱岐市芦辺町諸吉南触1646番地２
債務者　赤松　優二
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第７５号
鹿児島県曽於市財部町南俣1853番地、前住所鹿児島県曽於郡財部町南俣1714番地　正ケ峯住宅３棟401
債務者　横山　明弘
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目15番23号、前住所鹿児島県鹿屋市上野町4758番地７
債務者　鶴添　良子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
鹿児島県鹿屋市祓川町5104番地１　祓川馬渡市営住宅１号棟５号、前住所鹿児島県鹿屋市西原１丁目５番８号
債務者　大牟禮　剛
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目78番地　ハイツ小林104
債務者　槻橋　正彦
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１２４号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目３番Ｃ―503号
債務者　福本　啓子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１３４３号
名古屋市名東区牧の原２丁目501番地　ホワイトビル203号、従前の住所名古屋市中村区五反城町８丁目３番地の２
債務者　丸喜こと　鈴木　正康
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５５号
青森県むつ市金曲１丁目18番23号　奈良住宅Ｆ号
債務者　立石恵里香
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１７号
愛知県日進市岩崎町大廻間25番地１　ハーム日進５－Ｂ
債務者　鈴木　啓氏
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1912番地の９　ｃｏｍｆｏｒｔあさがお101
債務者　政井　尚子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第２０号
沖縄県名護市字屋部２番地
債務者　吉元　盛昌
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　那覇地方裁判所名護支部